

イ 65歳以上の者の刑法犯被害認知件数は減少傾向

犯罪による65歳以上の者の被害の状況について、65歳以上の者の刑法犯被害認知件数を見ると、全刑法犯被害認知件数が戦後最多を記録した平成14年に22万5,095件となり、ピークを迎えて以降、減少傾向にある。なお、全認知件数に対して、65歳以上の者が占める割合は、令和3年は16.8%と増加傾向にある（図1-2-4-4）。

ウ 特殊詐欺の被害者の9割弱が65歳以上

令和4年中の被害者全体の特殊詐欺の認知件数は1万7,520件で、手口別で見ると、オレオレ詐欺に預貯金詐欺（令和元年まではオレオレ詐欺に包含）を合わせた認知件数は6,640件と前年比で20.4%増加、キャッシュカード詐欺盗は3,051件と前年比で17.3%増加した（表1-2-4-5）。

そのうち、高齢者（65歳以上）被害の特殊詐欺の認知件数は1万5,065件で、法人・団体

図1-2-4-4 65歳以上の者の刑法犯被害認知件数

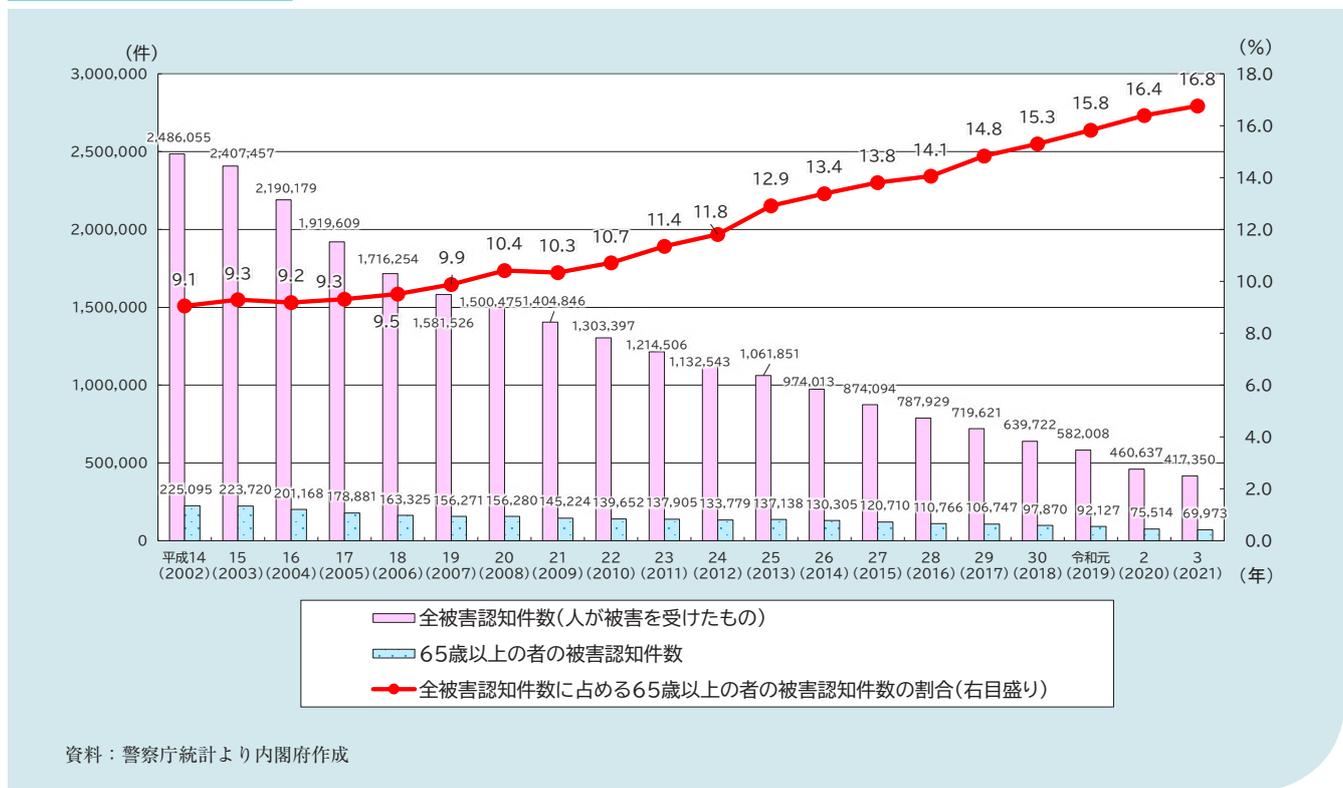


表1-2-4-5 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成25～令和4年）

区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
認知件数(件)	総計	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,520
	オレオレ詐欺	5,396	5,557	5,828	5,753	8,496	9,145	6,725	2,272	3,085	4,278
	預貯金詐欺								4,135	2,431	2,362
	キャッシュカード詐欺盗						1,348	3,777	2,850	2,602	3,051
被害総額(億円)	489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	361.4	

資料：警察庁統計による。令和4年の数値は暫定値である。

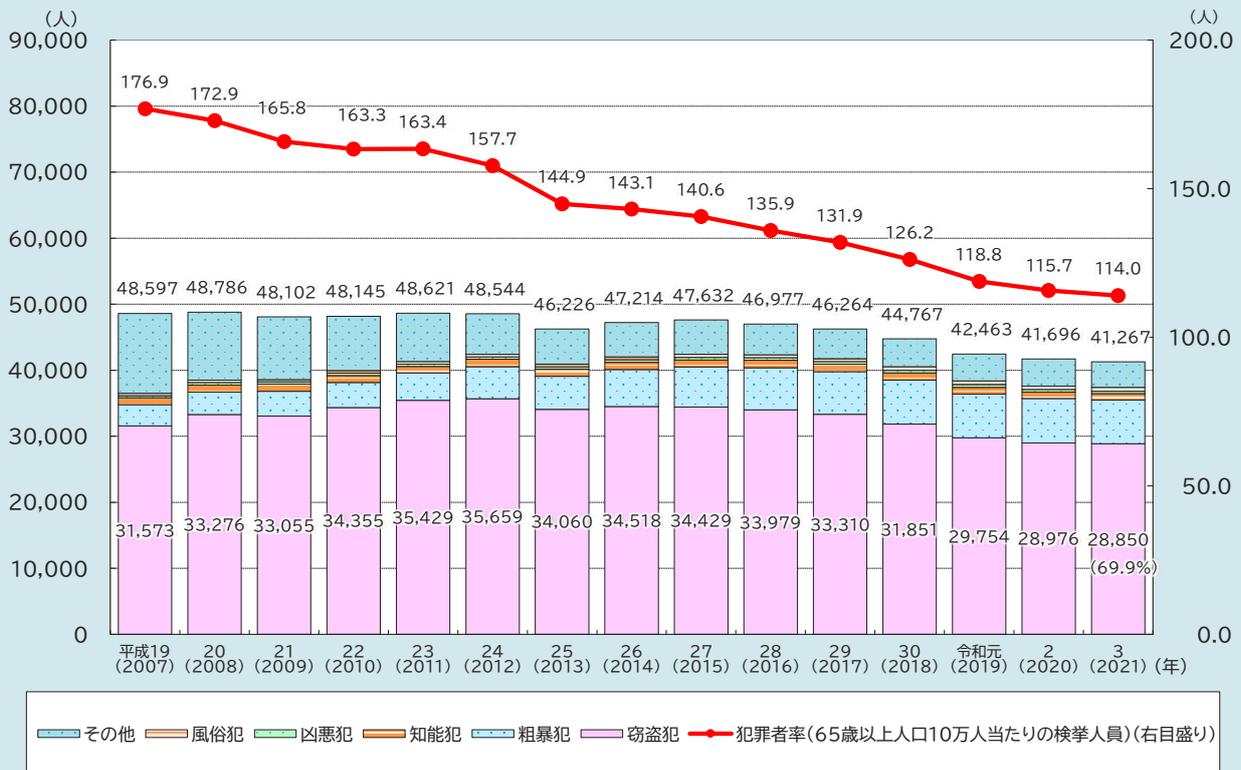
(注) 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。キャッシュカード詐欺盗は平成30年から統計を開始。預貯金詐欺は従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類した。

等の被害者を除いた認知件数に占める割合は86.6%に上った。手口別の65歳以上の被害者の割合は、オレオレ詐欺98.2%、預貯金詐欺98.7%、キャッシュカード詐欺盗98.9%となっている。

エ 65歳以上の者の犯罪者率は低下傾向

65歳以上の者の刑法犯の検挙人員は、令和3年は4万1,267人と前年に引き続きやや減少した。犯罪者率は、平成19年以降は低下傾向となっている。また、令和3年における65歳以上の者の刑法犯検挙人員の包括罪種別構成比を見ると、窃盗犯が69.9%と約7割を占めている（図1-2-4-6）。

図1-2-4-6 65歳以上の者による犯罪（65歳以上の者の包括罪種別検挙人員と犯罪者率）



資料：警察庁統計より内閣府作成

オ 契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数は約26万件

全国の消費生活センター等に寄せられた契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数を見ると、平成25年に26万件を超えた後、平成28年までは減少傾向にあったが、平成29年から増加に転じ、平成30年は約36万件となった。その後は減少傾向にあり、令和4年は約26万件となっている（図1-2-4-7）。

カ 養護者による虐待を受けている高齢者の約7割が要介護認定

令和3年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが2,390件で前年度（2,097件）と比べて14.0%増加し、養護者によるものが3万6,378件で前年度（3万5,774件）と比べて1.7%増加した。また、令和3年度の虐待判断件数は、養介護施設従事者等によるものが739件、養護者

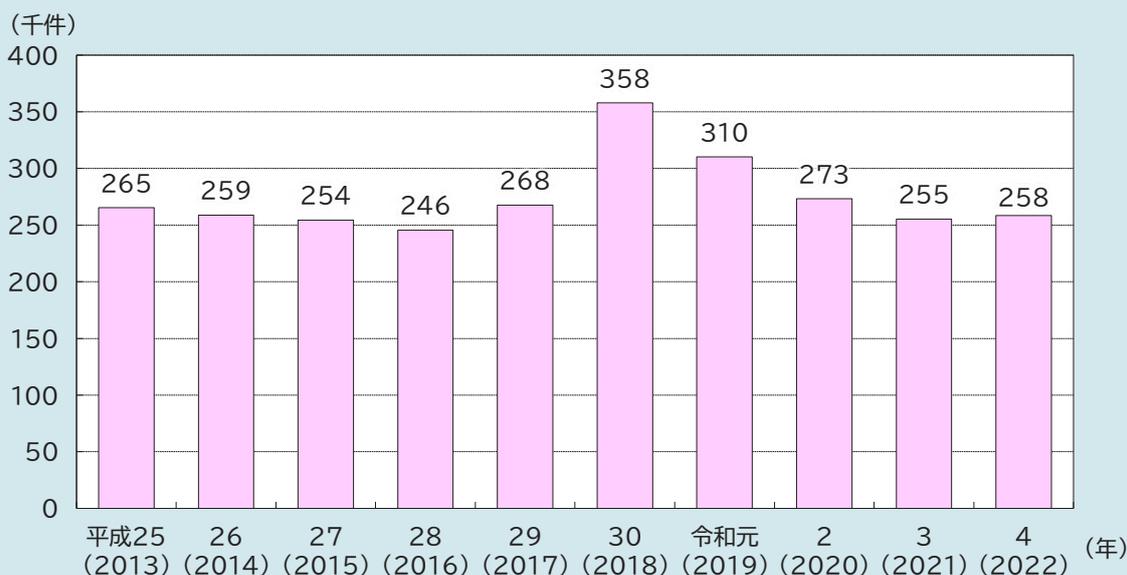
によるものが1万6,426件となっている。養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体的虐待が67.3%で最も多く、次いで、心理的虐待が39.5%、介護等放棄が19.2%、経済的虐待が14.3%となっている。

養護者による虐待を受けている高齢者の属性を見ると、女性が75.6%を占めており、年齢階級別では「80～84歳」が24.6%と最も多い。また、虐待を受けている高齢者のうち、68.0%が要介護認定を受けており、虐待の加害者は、「息子」が38.9%と最も多く、次いで、「夫」が22.8%、「娘」が19.0%となっている（図1-2-4-8）。

キ 成年後見制度の利用者数は増加している

令和4年12月末時点における成年後見制度の利用者数は24万5,087人で、各類型（成年後見、保佐、補助、任意後見）で増加している（図1-2-4-9）。

図1-2-4-7 契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数



資料：消費者庁提供データより内閣府作成

(注) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）による平成25（2013）年～令和4（2022）年受付分、令和5（2023）年3月31日までの登録分